

令和6年度 水質検査計画(案)

南関町水道係

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、原水が各取水ポンプ場の7箇所とし、浄水については、各配水場系の給水栓の7箇所とする。
- (2) 検査の項目及び水質の基準値は、水道法の規定による。
- (3) 検査頻度については、水道法並びに同施行規則の規定を基に、本町の水源が全て地下水であることなどを勘案し緩和する。

2. 令和6年度 水質検査計画

ア 配水場関係

(1) 定住促進住宅専用水道

南関町小原地内の1本の深井戸から取水し、取水ポンプ場で滅菌処理され、送水管を経て配水場に送られ、雇用促進住宅に配水します。

(2) 八ツ塚地区飲料水供給施設

南関町関下地内の1本の深井戸から取水し除砂後、取水ポンプ場で滅菌処理され、送水ポンプ場を経て配水場に送水され、八ツ塚地区に配水されます。

(3) 大津山団地専用水道

南関町関町地内の1本の深井戸から取水し、取水ポンプ場で滅菌後配水場に送られます。

(4) 小原団地専用水道

南関町小原地内の1本の深井戸から取水し、取水ポンプ場で滅菌後配水場に送られます。

(5) 松風団地専用水道

南関町関町地内の1本の深井戸から取水し、取水ポンプ場で滅菌後配水場に送られます。

(6) 向原団地専用水道

南関町相谷地内の1本の深井戸から取水し、取水ポンプ場で滅菌後配水場に送られます。

(7) グリーンヒル二城飲料水供給施設

南関町相谷地内の1本の深井戸から取水し、取水ポンプ場から滅菌室に送られて滅菌処理後、受水槽に送られ、グリーンヒル二城に配水されます。

イ 給水状況

区 分	業 務 量
給 水 区 域	町専用水道、飲料水供給施設
計画給水人口（令和4年度水道統計）	1,014人
現在給水人口（令和4年度水道統計）	508人
普 及 率	50.10%

ウ 施設詳細

項目							
施 設 名	定住促進住宅 専用水道	八ツ塚	大津山	小原団地専用 水道	松風団地専用 水道	向原団地専用 水道	グリーンヒル二 城 飲料水供給施設
		八ツ塚地区飲 料水供給施設	大津山団地専 用水道				
施設能力	70m ³ /日	54m ³ /日	50m ³ /日	90m ³ /日	80.5m ³ /日	38m ³ /日	20m ³ /日
深井戸	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本
除砂設備	—	1基	—	—	—	—	—
送水ポンプ	—	3基	—	—	—	—	—
滅菌設備	1基	1基	1基	1基	1基	1基	1基

3. 原水及び浄水の水質状況

原水の状況

定住促進住宅 専用水道	八ツ塚地区 飲料水供給施設	大津山団地 専用水道	小原団地 専用水道	松風団地 専用水道	向原団地 専用水道	グリーンヒル二 城 飲料水供給施設
特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし

南関町の場合、水源が全て地下水であることから、水質の変化は少なく非常に安定している。

4. 水質検査項目、頻度、採水地点等

(ア) 水質検査項目 (I)

No	水質基準項目	基準値 (mg/L)
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下
14	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	ベンゼン	0.01mg/L以下
20	塩素酸	0.6mg/L以下
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
22	クロロホルム	0.06mg/L以下
23	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
25	臭素酸	0.01mg/L以下
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
27	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下

No	水質基準項目	基準値 (mg/L)
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
33	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
34	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
37	塩化物イオン	200mg/L以下
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
39	蒸発残留物	500mg/L以下
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
44	フェノール類	0.005mg/L以下
45	有機物	3mg/L以下
46	PH値	5.8以上8.6以下
47	味	異常でないこと
48	臭気	異常でないこと
49	色度	5度以下
50	濁度	2度以下

(イ) 水質検査項目 (II)

No	毎日検査項目	基準値
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	味臭	異常なし
4	残留塩素	0.1mg/L以上

(イ) 採水地点

a 原水

八ツ塚地区取水ポンプ場、定住促進住宅取水ポンプ場、小原団地取水ポンプ場
大津山団地取水ポンプ場、松風団地取水ポンプ場、向原団地取水ポンプ場
グリーンヒル二城取水ポンプ場

b 浄水

松風団地給水栓、向原団地給水栓、グリーンヒル二城給水栓、

(ウ) 採水頻度

本町の水源の特徴及び過去の水質検査結果を考慮し、採水頻度は以下のとおりとする。

毎月検査については、浄水からの一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目と、原水からの指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の2項目を検査する。

年4回の水質検査については水質基準50項目を年1回実施し、各配水場の省略不可能項目を年3回実施する。ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては藻類発生の可能性が極めて低いが、新たに追加された項目であるため年一回の検査を実施する。

又、地区によって勘案し毎月検査及び年4回の水質検査に追加すべき項目は追加する。

5. 臨時の水質検査に関する事項

原因不明の水質の変化や、配水場等に異常が発生した場合は必要に応じて臨時の水質検査を実施するものである。

6. 水質検査の方法

水質検査項目（Ⅰ）及び水質事故等による臨時の検査については、厚生労働大臣の登録を受けたものに委託し、水質検査項目（Ⅱ）については、各町営団地が区長にお願いし、定住促進住宅、八ツ塚地区、グリーンヒル二城は管理業者に委託する。

7. 水質検査計画の施行日について

令和6年4月1日から施行する。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画及び検査の結果は担当課での閲覧が可能。